

第378回香川海区漁業調整委員会次第

日 時 令和3年4月1日（木）

14:00 ~

場 所 高松市番町四丁目1番10号
香川県庁本館12階 大会議室

1 開 会

2 挨 捶

3 議事録署名人の指名

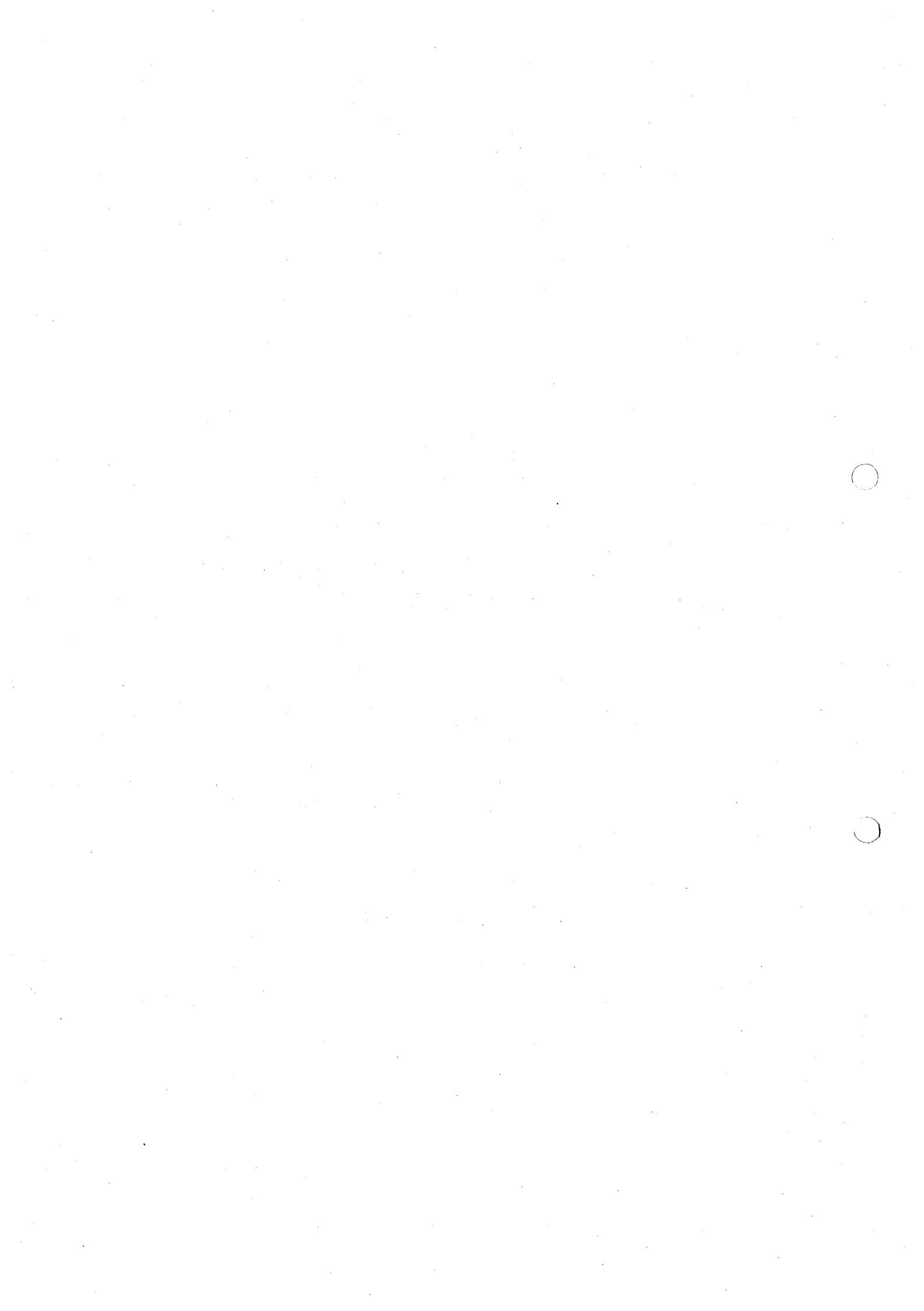
4 議 題

(1) 香川海区漁業調整委員会の会長及び会長代理の互選について

(2)瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員について

(3)岡山、愛媛、広島各連合海区漁業調整委員会委員の選出について

(4) その他

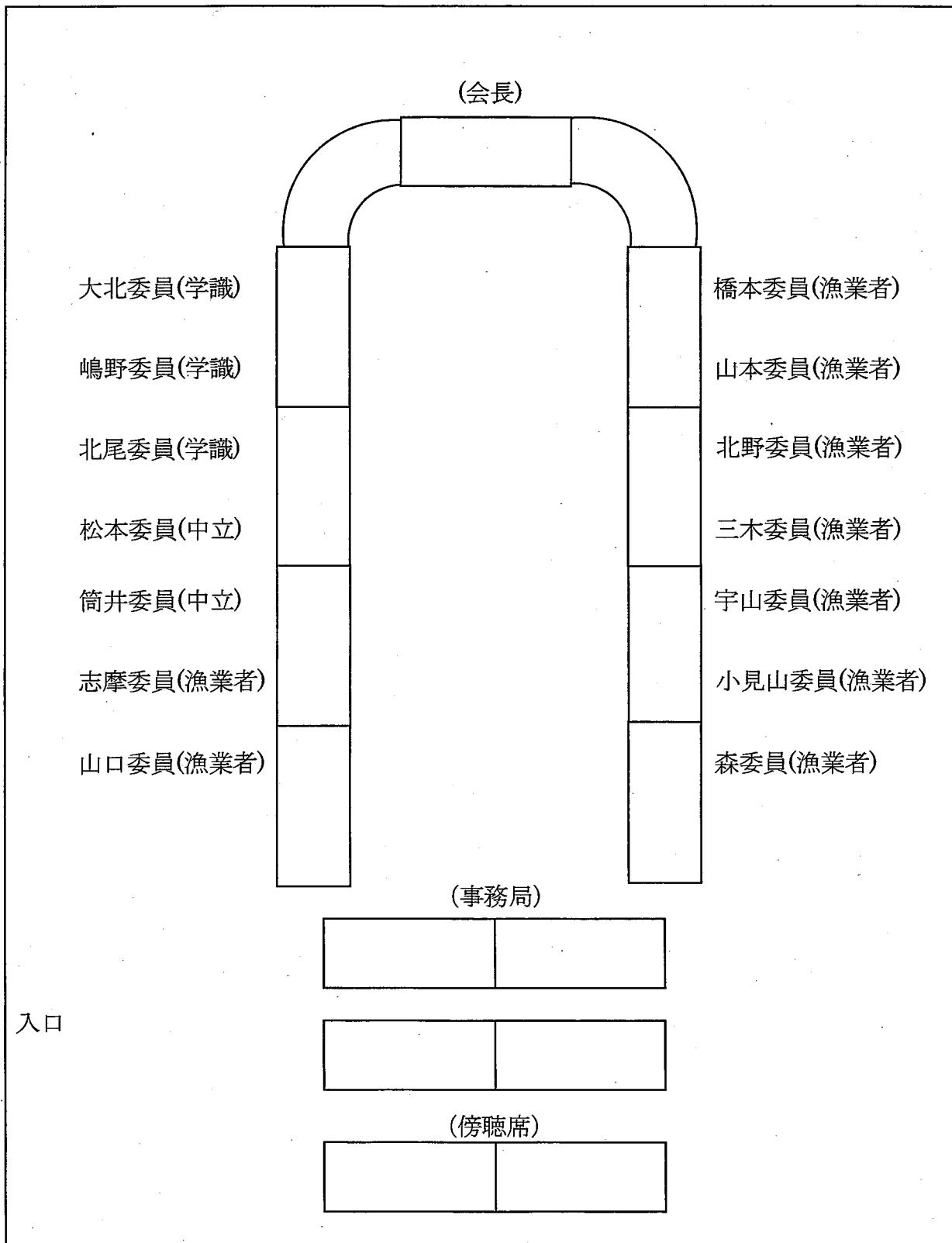


第378回香川海区漁業調整委員会配席図

日時 令和3年4月1日

14時00分～

場所 県庁本館12階 大会議室



第22期香川海区漁業調整委員会委員名簿

任期 自 令和3年4月1日
至 令和7年3月31日

区分	氏名	職業
漁業者委員	橋本 時雄	東瀬戸漁業協同組合代表理事組合長
	山本 浩智	鴨庄漁業協同組合代表理事組合長
	北野 廣治	高松市瀬戸内漁業協同組合代表理事組合長
	三木 正幸	池田漁業協同組合代表理事組合長
	宇山 哲司	津田町漁業協同組合代表理事組合長
	小見山秀基	本島漁業協同組合理事
	森 勝喜	内海漁業協同組合代表理事組合長
	志摩 重美	多度津町漁業協同組合代表理事組合長
	山口 豊	三豊市漁業協同組合副組合長
学識委員	岩田 英行	伊吹漁業協同組合代表理事組合長
	大北 永吏	香川県漁協女性部連合会副会長
	嶋野 勝路	香川県漁業協同組合連合会代表理事長
中立委員	北尾登史郎	前香川県水産課長
	松本 悟	元高松海上保安部次長
	筒井 由果	弁護士

香川海区漁業調整委員会の会長及び会長代理の互選について

1 会長

(1) 会長の職務

漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会長は、それぞれ、会務を総理し、会を代表する。

根拠規定：漁業法施行令第13条第1項

(2) 会長の選出方法

海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が委員の中からこれを選任する。

根拠規定：漁業法第137条第2項

2 会長代理

(1) 会長代理の職務、選出方法

漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。

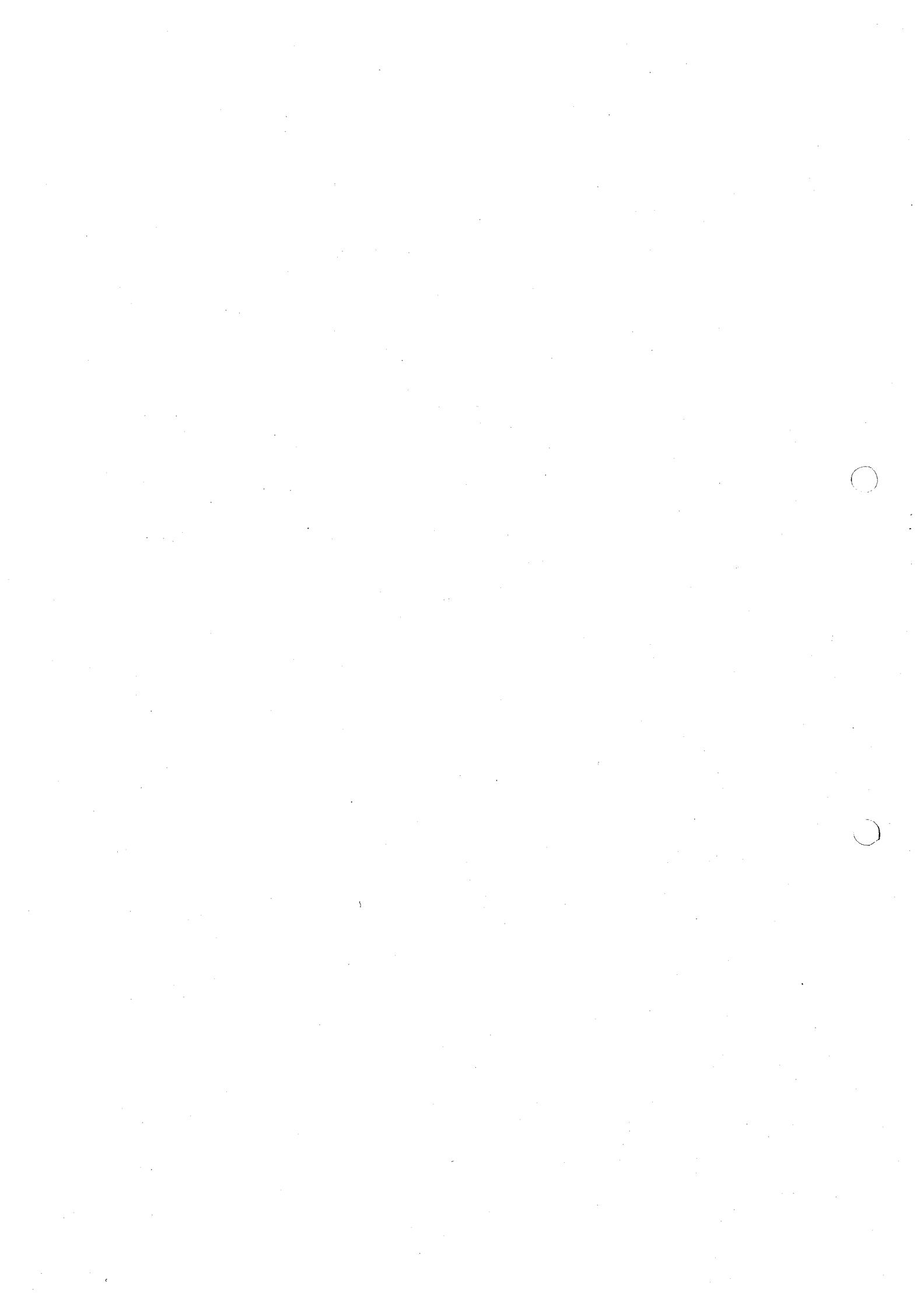
根拠規定：漁業法施行令第13条第2項

【参考】

委員会の招集

海区漁業調整委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときの会議は、都道府県知事が招集する。

根拠規定：漁業法施行令第14条第1項



瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員について

1 広域漁業調整委員会の概要

(1) 広域漁業調整委員会の設置

我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うために、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、国の常設機関として設置されています。

(2) 広域漁業調整委員会の機能

広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について協議調整を行います。

1) 複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理についての検討

2) 資源管理措置の適切な実施を担保するための「委員会指示」の発動

3) 1) に関連する漁業調整

(3) 委員の構成

各委員会は、都道府県ごとに互選する海区代表者と国が選任する沖合漁業の代表者を中心とする関係漁業の代表者（瀬戸内海を除く）並びに学識経験者で構成し、太平洋（28名）、瀬戸内海（14名）、日本海・九州西（29名）です。

2 瀬戸内海広域漁業調整委員会の設置

太平洋に太平洋広域漁業調整委員会を、日本海・九州西海域に日本海・九州西広域漁業調整委員会を、瀬戸内海に瀬戸内海広域漁業調整委員会を置く。

根拠規定：漁業法第152条

3 瀬戸内海広域漁業調整委員会の構成

瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 瀬戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が府県ごとに互選した者各1人

(2) 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者3人

根拠規定：漁業法第153条第4項

4 瀬戸内海広域漁業調整委員会委員の互選について

(1) 委員互選の必要性

今回、現在の委員である服部委員が香川海区漁業調整委員会委員を退任されたことから、新たに互選する必要がある（瀬戸内海漁業調整事務所からの通知）。

(2) 現委員の任期

平成29年10月1日～令和3年9月30日

新たな委員の任期は、前任者の残任期間

(3) 令和3年3月24日現在の委員名簿（裏面）

瀬戸内海広域漁業調整委員会委員名簿

根 拠：漁業法（昭和24年法律第267号）
 定 員：14名（互選委員11名 大臣選任委員3名）
 任 期：4年 大臣選任委員（第5期）2018.3.13～2022.3.12
 海区互選委員（第5期）2017.10.1～2021.9.30

区分	氏名	現職
府県互選委員	和歌山県 □大川 恵三	加太漁業協同組合 専務理事
	大阪府 岡 修	大阪府漁業協同組合連合会 代表理事長
	兵庫県 田沼 政男	兵庫県漁業協同組合連合会 代表理事長
	岡山県 淵本 重廣	日生町漁業協同組合 代表理事組合長
	広島県 瀬松 行照	三原市漁業協同組合 代表理事組合長
	山口県 梅田 孝夫	山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会 副会長
	徳島県 岡本 彰	北泊漁業協同組合 代表理事組合長
	香川県 服部 郁弘	香川海区漁業調整委員会 委員
	愛媛県 武田 晃一	愛媛海区漁業調整委員会 委員
	福岡県 伊藤 正博	福岡県豊前海区漁業調整委員会 委員
農林水産大臣選任委員	大分県 藤本 昭夫	姫島村 村長
	学識経験者 副島 久実	学校法人摂南大学 農学部 准教授
	△今井 敦子	国立大学法人 長崎大学 総合生産科学域（水産学系）教授
	△今井 一郎	国立大学法人 北海道大学 名誉教授

※ △は会長、□は会長職務代理

岡山、愛媛、広島各連合海区漁業調整委員会委員の選出について

1 連合海区漁業調整委員会の設置

都道府県知事は、必要があると認めるときは、特定の目的のために、2以上の海区の区域を合した海区に連合海区漁業調整委員会を置くことができる。

根拠規定：漁業法第147条

(1) 設置されている連合海区漁業調整委員会

岡山・香川連合海区漁業調整委員会

広島・香川連合海区漁業調整委員会

愛媛・香川連合海区漁業調整委員会

(2) 開催状況

各連合海区漁業調整委員会とも、近年は、翌年度の入漁協定に関する協議等のために、2～3月頃に開催される。

2 連合海区漁業調整委員会の委員構成

連合海区漁業調整委員会は、委員をもって組織する。

委員は、その海区の区域内に設置された各海区漁業調整委員会の委員の中からその定めるところにより選出された各同数の委員をもって充てる。

根拠規定：漁業法第148条第1項、第2項

3 各連合海区漁業調整委員会の委員数

(1) 岡山・香川連合海区漁業調整委員会

委員は、岡山海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会の中から、その定めるところにより選出された各10名の委員をもって充てる。

(岡山・香川連合海区漁業調整委員会事務規定第3条2項)

(2) 広島・香川連合海区漁業調整委員会

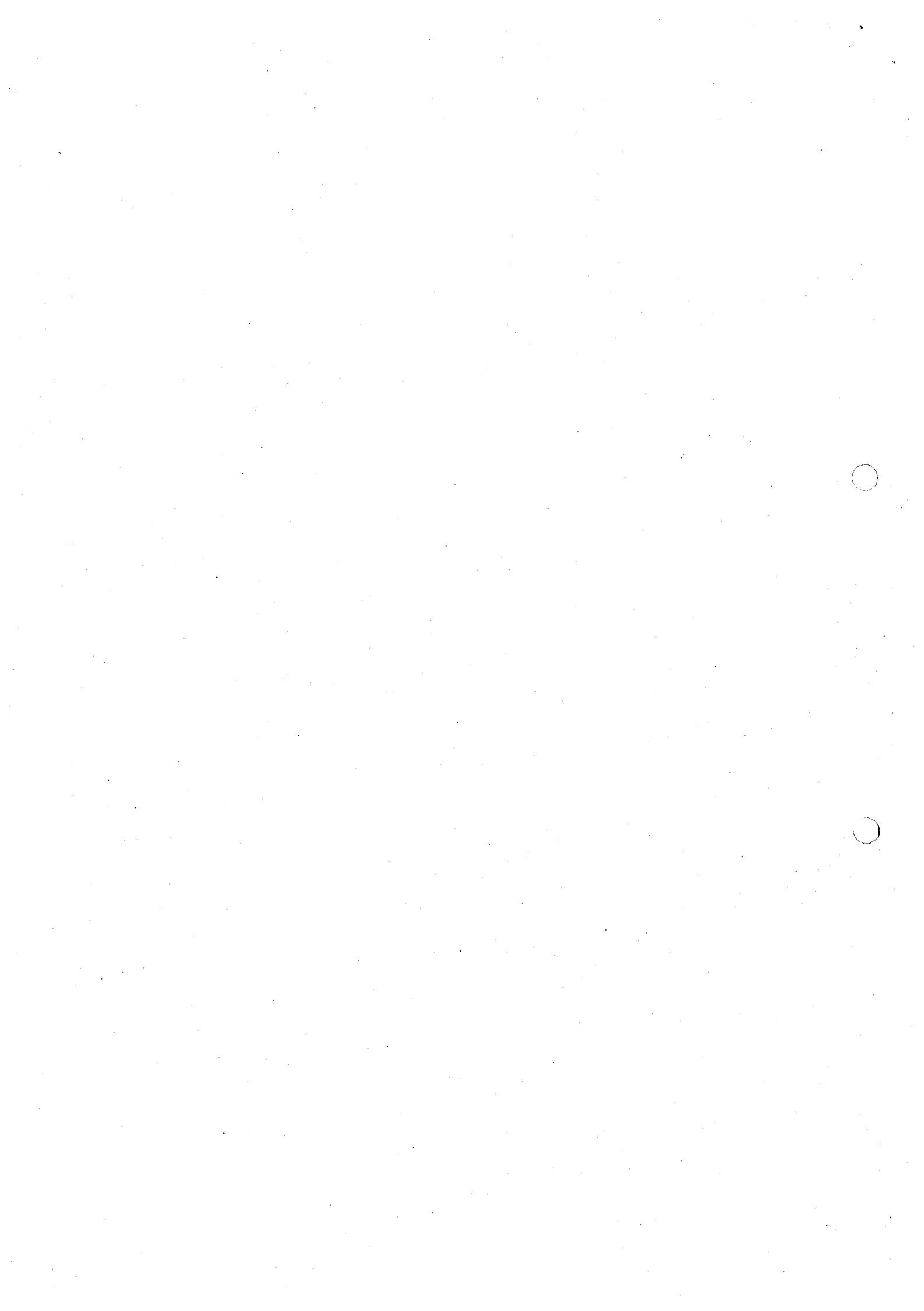
委員は、広島海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会の中から、その定めるところにより選出された各6名の委員をもって充てる。

(広島・香川連合海区漁業調整委員会事務規定第3条2項)

(3) 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会

委員は、愛媛海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会の中から、その定めるところにより選出された各6名の委員をもって充てる

(愛媛・香川連合海区漁業調整委員会事務規定第3条2項)



岡山・香川連合海区漁業調整委員会事務規程

(所掌事務)

第1条 岡山・香川連合海区漁業調整委員会（以下単に「委員会」という。）は、漁業法その他法令の定むるところにより、岡山海区と香川海区の2海区の区域にまたがる漁業に関する事項を処理する。

(事務所所在地)

第2条 委員会の事務所は、会長の属する海区漁業調整委員会内に置く。

(委員会)

第3条 委員会は、委員をもって組織する。

2 委員は、岡山海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会の中から、その定めるところにより選出された各10名の委員をもって充てる。

3 委員会に書記若干名をおく。

4 書記は、会長がこれを任免する。

第4条 委員会に会長及び会長代理を置く。会長及び会長代理は、委員が互選し決定する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長代理がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。会長事故あるときは、会長代理が招集する。

2 委員の3分の1以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長はその請求があった日から7日以内に委員会の会議を招集しなければならない。

3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長はあらかじめ議事事項ならびに委員会の日時及び場所を委員に通知するとともに、公衆の見やすい方法によって公示しなければならない。

第6条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は法令で定むる場合を除く外出席委員の過半数をもってこれを決定する。可否同数のときは会長がこれを決定する。

第7条 委員会の議事は、第5条第3項によって公示した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項はこの限りでない。

第8条 委員は議題について自由に質疑しましたは意見を述べることができる。

2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序によって会長はこれを許可しなければならない。

第9条 委員は自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については議事に参与することができない。ただし委員会において承認したときは、会議に出席し発言することができる。

第10条 会長は次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1 委員会の日時及び場所

2 出席委員の氏名

3 議事事項

4 議事の要領

5 議決の結果

6 その他重要な事項

第11条 議事録は会長及び会長が指名する出席委員2人以上がこれに署名しなければならない。

第12条 議事録は一般の縦覧に供する。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は委員会の議決により行う。

(雑則)

第14条 この規程に定むるもの外必要なる事項は、漁業法を適用する。漁業法に規定なき事項は、会長が定める。

附 則

この規程は昭和38年5月8日から施行する。

広島・香川連合海区漁業調整委員会規程

(所掌事項)

第1条 広島・香川連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法その他法令の定めるところにより、広島海区と香川海区との2海区の区域にまたがる漁業に関する事項を処理する。

(事務所の所在地)

第2条 委員会の事務所は、会長の所属する海区漁業調整委員会内に置く。

(委員会)

第3条 委員会は、委員をもって組織する。

2 委員は、広島海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会委員の中から選出された各6人の委員をもってあてる。

第4条 委員会に会長及び会長代理を置く。

2 会長及び会長代理は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 会長に事故あるときは、会長代理がその職務を代理する。

第5条 委員会に書記若干名を置く。

2 書記は、会長の所属する海区漁業調整委員会の書記をあて、会長がこれを任免する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、招集者が決定しないときは、広島及び香川の両県知事が協議して招集することができる。

2 委員の3分の1以上が議案を示して会議の開催を請求したときは、会長は、その請求のあった日から7日以内に会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、7日前までに議事事項並びに会議の日時及び場所を委員に通知するとともに、適当な場所に公示しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

第7条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、法令で定めるものを除くほか、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会議は、公開する。

第8条 会議の議事は、第6条第3項の規定にもとづいて公示した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。

第9条 委員は、議事について自由に質疑し、または意見を述べることができる。

2 会長は、委員からの発言の要求があったときは、その要求の順序によつて、これを許可しなければならない。

第10条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、議事にあずかることができない。ただし、委員会の承認があったときは、会議に出席し、発言をすることができる。

第11条 会長は、つぎの事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 委員会の日時及び場所

- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事事項
- (4) 議事の要領
- (5) 議決の結果
- (6) その他重要な事項

第12条 議事録は、会長及び会長が指名した出席委員2人以上がこれに署名しなければならない。

第13条 議事録は、一般の縦覧に供する。

(公聴会)

第14条 委員会は、公聴会を開催しようとするときは、第6条第3項の規定を準用する。

(規程の改正)

第15条 この規程の改正は、会議の議決によって行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則 (制定)

この規程は、昭和40年4月 5日から施行する。

附則 (改正)

この規程は、昭和45年3月12日から施行する。

愛媛・香川連合海区漁業調整委員会事務規程

(所掌事務)

第1条 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会（以下単に「委員会」という。）は、漁業法その他の法令の定むるところにより、愛媛海区、香川海区の2海区の区域にまたがる漁業に関する事項を処理する。

(事務所所在地)

第2条 委員会の事務所は、会長の属する海区漁業調整委員会内に置く。

(委員会)

第3条 委員会は、委員をもって組織する。

- 2 委員は、愛媛海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会の中から、その定めるところにより選出された各6名の委員をもって充てる。
- 3 委員会に書記若干名をおく。
- 4 書記は、会長がこれを任免する。

第4条 委員会に会長及び会長代理を置く。会長及び会長代理は、委員が互選し決定する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、会長代理が職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。会長事故あるときは、会長代理が招集する。

- 2 委員の三分の一以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長はその請求があった日から7日以内に委員会の会議を招集しなければならない。
- 3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長はあらかじめ議事事項ならびに委員会の日時及び場所を委員に通知するとともに、公衆の見易い方法によって公示しなければならない。

第6条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、法令で定める場合を除くのほか、出席委員の過半数をもってこれを決定する。可否同数のときは、会長がこれを決定する。

第7条 委員会の議事は、第5条第3項によって公示した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項は、この限りでない。

第8条 委員は議題について、自由に質疑または意見を述べることができる。

- 2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序によって会長はこれを許可しなければならない。

第9条 委員は、自己または同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、議事に参与することができない。ただし、委員会において承認したときは、会議に出席し、発言することができる。

第10条 会長は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 委員会の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事事項
- (4) 議事の要領

(5) 議決の結果

(6) その他重要事項

第11条 議事録は、会長及び会長が指名する出席委員2人以上がこれに署名しなければならない。

第12条 議事録は、一般の縦覧に供する。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、委員会の議決により行う。

(雑則)

第14条 この規程に定むるものほか必要なる事項は、漁業法を適用する。漁業法に規程なき事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和38年3月26日から施行する。

海区漁業調整委員会関係法令（抜粋）

1 地方自治法

(委員会、委員の設置、委員会の事務)

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

第180条の5

2 前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならぬ委員会は、次のとおりである。

- (1) 公安委員会
- (2) 地方労働委員会
- (3) 収用委員会
- (4) **海区漁業調整委員会**
- (5) 内水面漁場管理委員会

5 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。

第202条の2

5 収用委員会は別に法律の定めるところにより土地の収用に関する裁決その他の事務を行い、**海区漁業調整委員会**又は内水面漁場管理委員会は別に法律の定めるところにより漁業調整のため必要な指示その他の事務を行い、固定資産評価審査委員会は別に法律の定めるところにより固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定その他の事務を行う。

2 漁業法

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠であることに鑑み、水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もつて漁業生産力を発展させることを目的とする。

第2章 資源管理方針等

(都道府県資源管理方針)

第14条 都道府県知事は、資源管理基本方針に即して、当該都道府県において資源管理を行うための方針（以下、「都道府県資源管理方針」という。）を定めるものとする。ただし、特定水産資源の採捕が行われていない都道府県の知事については、この限りでない。

4 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意

見を聴かなければならない。

(知事管理漁獲可能量の設定)

第 16 条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量（以下、「知事管理漁獲可能量」という。）を定めるものとする。

2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬ。

第 3 章 許可漁業

(都道府県知事による漁業の許可)

第 57 条 大臣許可漁業以外の漁業であつて農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

4 第 1 項の規則は、都道府県知事が漁業調整のため漁業者又はその使用する船舶等について制限措置を講ずる必要があると認める漁業について定めるものとする。

5 都道府県知事は、第 1 項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬ。

第 4 章 漁業権及び沿岸漁場管理

(海区漁場計画)

第 62 条 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、5年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。

2 海区漁場計画においては、海区ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 漁業の種類

ハ 漁業時期

ニ 存続期間（第 75 条第 1 項の期間より短い期間を定める場合に限る。）

ホ 区画漁業権については、個別漁業権（団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。）又は団体漁業権の別

ヘ 団体漁業権については、その関係地区（自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区をいう。第 72 条及び第 106 条第 4 項において同じ。）

ト イからヘまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

(海区漁場計画の作成の手続)

第 64 条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならぬ。

(漁業の免許)

第 69 条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

(海区漁業調整委員会への諮問)

第 70 条 前条第 1 項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(免許をしない場合)

第 71 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。

(1) 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。

(2) 海区漁場計画の内容と異なる申請があつたとき。

(3) その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。

(4) 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。

5 海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対し、当該申請が第 1 項各号のいずれかに該当する旨の意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該申請者に同項各号のいずれかに該当する理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

6 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

(免許についての適格性)

第 72 条 個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

(2) 暴力団員等であること。

(3) 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前 2 号のいずれかに該当する者があるものであること。

(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

2 団体漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、次の各号に掲げる団体漁業権の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 現に存する区画漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該現に存する区画漁業権とおおむね等しいと認められるものとして設定される団体漁業権

その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の3分の2以上であるもの

(2) 団体漁業権（前号に掲げるものを除く。） その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業（海面における漁業のうち総トン数20トン以上の動力漁船を使用して行う漁業以外の漁業をいう。以下この条において同じ。）を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の3分の2以上であるもの

3 前項の規定により世帯の数を計算する場合において、当該漁業を営む者が法人であるときは、当該法人（株式会社にあつては、公開会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。以下この項において同じ。）の組合員、社員若しくは株主又は当該法人の組合員、社員若しくは株主である法人の組合員、社員若しくは株主のうち当該漁業の漁業従事者である者の属する世帯の数により計算するものとする。

4 第2項の規定は、2以上の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が共同して申請について準用する。この場合において、同項中「その組合員」とあるのは「それらの組合員」と、「その会員」とあるのは「それらの会員」と読み替えるものとする。

5 第2項第1号に掲げる団体漁業権の関係地区内に住所を有し当該団体漁業権の内容たる漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合若しくはその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会が同号に定める漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会に対して当該漁業の免許を共同して申請することを申し出た場合又は同項第2号に掲げる団体漁業権の関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合若しくはその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会が同号に定める漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会に対して当該漁業の免許を共同して申請することを申し出た場合には、申出を受けた漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、正当な事由がなければ、これを拒むことができない。

6 第2項（第4項において準用する場合を含む。）の規定により適格性を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が団体漁業権の内容たる漁業の免許を受けた場合には、その免許の際に当該団体漁業権の関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者であつた者を組合員とする漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会は、都道府県知事の認可を受けて、当該免許を受けた漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対し当該団体漁業権を共有すべきことを請求することができる。この場合には、第79条第1項の規定は、適用しない。

7 前項の認可の申請（漁業権を共有すべきことの請求）があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

8 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が第1種共同漁業又は第5種共同漁業を内容とする共同漁業権を取得した場合においては、海区漁業調整委員会は、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会と関係地区内に住所を有する漁業者（個人に限る。）又は漁業従事者であつてその組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）でないものとの関係において当該共同漁業権の行使を適切にするため、第120条第1項の規定（委員会指示）に従い、必要な指示をするものとする。

(漁業権の分割又は変更)

第 76 条 漁業権を分割し、又は変更しようとする者は、都道府県知事に申請して、その免許を受けなければならない。

2 都道府県知事は、海区漁場計画又は内水面漁場計画に適合するものでなければ、前項の免許をしてはならない。

3 第 1 項の場合においては、第 70 条（海区漁業調整委員会への諮問）及び第 71 条（免許をしない場合）の規定を準用する。

(抵当権の設定)

第 78 条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物は、民法第 370 条（抵当権の効力の及ぶ目的物の範囲）の規定の準用に関しては、漁業権に付加してこれと一体を成す物とみなす。個別漁業権が先取特権の目的である場合も、同様とする。

2 個別漁業権を目的とする抵当権の設定は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の規定により認可をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(漁業権の移転の制限)

第 79 条 漁業権は、相続又は法人の合併若しくは分割による場合を除き、移転の目的とすることができない。ただし、個別漁業権については、滞納処分による場合、先取特権者若しくは抵当権者がその権利を実行する場合又は次条第 2 項の通知を受けた者が譲渡する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、第 72 条第 1 項又は第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する適格性を有する者に移転する場合でなければ、前項の認可をしてはならない。

3 第 1 項の規定により認可をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(相続又は法人の合併若しくは分割によつて取得した個別漁業権)

第 80 条 相続又は法人の合併若しくは分割によつて個別漁業権を取得した者は、取得の日から 2 月以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴き、前項の者が第 72 条第 1 項に規定する適格性を有する者でないと認めるときは、定期間に譲渡しなければその漁業権を取り消すべき旨をその者に通知しなければならない。

(漁業権の条件)

第 86 条 都道府県知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、漁業権に条件を付けることができる。

2 前項の条件を付けようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 農林水産大臣は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、漁業調整のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第 1 項の規定により漁業権に条件を付けるべきことを指示することができる。

4 免許後に第1項の条件を付けようとする場合における第2項の海区漁業調整委員会の意見については、第89条第4項（海区漁業調整委員会が行う意見の聴取）から第7項（海区漁業調整委員会が行う意見の聴取に関し必要な事項）までの規定を準用する。この場合において、同条第4項中「前項の場合において、漁業権を取り消すべき旨」とあるのは、「第86条第1項の規定により漁業権に条件を付けるべき旨」と読み替えるものとする。

(休業の届出)

第87条 個別漁業権を有する者が当該個別漁業権の内容たる漁業を一漁業時期以上にわたつて休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

(休業中の漁業許可)

第88条 前条の休業中においては、第72条第1項に規定する適格性を有する者は、第68条（漁業権に基づかない定置漁業等の禁止）の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受けて当該休業中の個別漁業権の内容たる漁業を営むことができる。

2 前項の許可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬ。

3 都道府県知事は、漁業調整その他公益に支障を及ぼすと認める場合は、第1項の許可をしてはならない。

(休業による漁業権の取消し)

第89条 都道府県知事は、漁業権者がその有する漁業権の内容たる漁業の免許の日又は移転に係る認可の日から1年間又は引き続き2年間休業したときは、当該漁業権を取り消すことができる。

3 第1項の規定により漁業権を取り消そうとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬ。

4 海区漁業調整委員会は、前項の場合において、漁業権を取り消すべき旨の意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該漁業権者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

5 前項の意見の聴取に際しては、当該漁業権者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

6 当該漁業権者又はその代理人は、第4項の規定による通知があつた時から意見の聴取が終結する時までの間、都道府県知事に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該申請の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、都道府県知事は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

7 前3項に定めるもののほか、海区漁業調整委員会が行う第4項の意見の聴取に関し必要な事項は、政令で定める。

(資源管理の状況等の報告)

第90条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第26条第1項又は第30条第1項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

(指導及び勧告)

第 91 条 都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するものとする。

(1) 漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき。

(2) 合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指導した者が、その指導に従つていないと認めるときは、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべきことを勧告するものとする。

3 前2項の規定により指導し、又は勧告しようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(適格性の喪失等による漁業権の取消し等)

第 92 条 漁業の免許を受けた後に漁業権者が第 72 条第 1 項又は第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する適格性を有する者でなくなったときは、都道府県知事は、その漁業権を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その漁業権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。

(1) 漁業に関する法令の規定に違反したとき。

(2) 前条第 2 項の規定による勧告に従わないとき。

3 前2項の場合には、第 89 条第 3 項から第 7 項までの規定（海区漁業調整委員会による意見の聴取）を準用する。

(公益上の必要による漁業権の取消し等)

第 93 条 漁業調整、船舶の航行、停泊又は係留、水底電線の敷設その他公益上必要があると認めるとときは、都道府県知事は、漁業権を変更し、取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により漁業権を変更するときは、併せて、海区漁場計画又は内水面漁場計画を変更しなければならない。

3 第 1 項の場合には、第 89 条第 3 項から第 7 項までの規定（海区漁業調整委員会による意見の聴取）を準用する。

(錯誤によつてした免許の取消し)

第 94 条 錯誤により免許をした場合においてこれを取り消そうとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(裁定による入漁権の設定、変更及び消滅)

第 100 条 入漁権の設定を求めた場合において漁業権者が不当にその設定を拒み、又は入漁権の内容が適正でないと認めてその変更若しくは消滅を求めた場合において相手方が不当にその変更若しくは消滅を拒んだときは、入漁権の設定、変更又は消滅を拒まれた者は、海区漁業調整委員会に対し

て、入漁権の設定、変更又は消滅に関する裁定を申請することができる。

- 2 前項の規定による裁定の申請があつたときは、海区漁業調整委員会は、相手方にその旨を通知し、かつ、農林水産省令の定めるところにより、これを公示しなければならない。
- 3 第1項の規定による裁定の申請の相手方は、前項の公示の日から2週間以内に海区漁業調整委員会に意見書を提出することができる。
- 4 海区漁業調整委員会は、前項の期間を経過した後に審議を開始しなければならない。
- 5 裁定は、その申請の範囲を超えることができない。
- 6 裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - (1) 入漁権の設定に関する裁定の申請の場合にあつては、設定するかどうか、設定する場合はその内容及び設定の時期
 - (2) 入漁権の変更に関する裁定の申請の場合にあつては、変更するかどうか、変更する場合はその内容及び変更の時期
 - (3) 入漁権の消滅に関する裁定の申請の場合にあつては、消滅させるかどうか、消滅させる場合は消滅の時期
- 7 海区漁業調整委員会は、裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を裁定の申請の相手方に通知し、かつ、農林水産省令の定めるところにより、これを公示しなければならない。
- 8 前項の公示があつたときは、その時に、裁定の定めるところにより当事者間に協議が調つたものとみなす。

(沿岸漁場管理団体の指定)

第109条 都道府県知事は、海区漁場計画に基づき、当該海区漁場計画で設定した保全沿岸漁場ごとに、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又は一般社団法人若しくは一般財団法人であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、沿岸漁場管理団体として指定することができる。

- (1) 条に規定する適格性を有する者であること。
- (2) 役員又は職員の構成が、保全活動の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (3) 保全活動以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて保全活動の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

3 都道府県知事は、第1項の規定により沿岸漁場管理団体を指定しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(沿岸漁場管理規程)

第111条 沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならぬ。

3 沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 第1項又は前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(沿岸漁場管理団体の活動)

第112条 沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程に基づいて保全活動を行うものとする。

3 都道府県知事は、保全活動の実施状況、収支状況その他の農林水産省令で定める事項を海区漁業調整委員会に報告するとともに、公表するものとする。

第5章 漁業調整

(漁業調整に関する命令)

第119条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業調整のため、特定の種類の水産動植物であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業(水産動植物の採捕に係るものに限る。)を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則で定めるところにより、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業調整のため、次に掲げる事項に関して必要な農林水産省令又は規則を定めることができる。

- (1) 水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止(前項の規定により漁業を営むことを禁止すること及び農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることを除く。)
- (2) 水産動植物若しくはその製品の販売又は所持に関する制限又は禁止
- (3) 漁具又は漁船に関する制限又は禁止
- (4) 漁業者の数又は資格に関する制限

8 都道府県知事は、第1項及び第2項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬ。

(海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示)

第120条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権(第60条第1項に規定する漁業権をいう。以下同じ。)又は入漁権(同条第7項に規定する入漁権をいう。次条第1項において同じ。)の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

2 前項の規定による海区漁業調整委員会の指示が同項の規定による連合海区漁業調整委員会の指示に抵触するときは、当該海区漁業調整委員会の指示は、抵触する範囲においてその効力を有しない。

3 都道府県知事は、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会に対し、第1項の指示について必要な指示をすることができる。この場合には、都道府県知事は、あらかじめ、農林水産大臣に当該指示の内容を通知するものとする。

4 第1項の場合において、都道府県知事は、その指示が妥当でないと認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

5 第1項の規定による指示については、第86条第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「都道府県知事」とあるのは、「海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会」と読み替えるものとする。

6 前項において準用する第86条第3項の規定による指示に従つてされた第1項の指示については、

第4項の規定は適用しない。

7 農林水産大臣は、第5項において準用する第86条第3項の規定により指示をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事に当該指示の内容を通知しなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の6第1項の規定による通知をした場合は、この限りでない。

8 第1項の指示を受けた者がこれに従わないときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。

9 都道府県知事は、前項の申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならない。

10 前項の期間は、15日を下ることができない。

11 第9項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき又は異議の申出に理由がないときは、都道府県知事は、第8項の申請に係る者に対し、第1項の指示に従うべきことを命ずることができる。

12 都道府県知事が前項の規定による命令をしない場合には、第86条第3項の規定を準用する。

(広域漁業調整委員会の指示)

第121条 広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権（第183条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場に係る漁業権又は入漁権に限る。）の行使を適切にし、漁場（同条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行うものに限る。）の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

2 前条第1項の規定による海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示が前項の規定による広域漁業調整委員会の指示に抵触するときは、当該海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示は、抵触する範囲においてその効力を有しない。

第6章 漁業調整委員会等

(漁業調整委員会)

第134条 漁業調整委員会は、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会とする。

2 海区漁業調整委員会は都道府県知事の監督に、連合海区漁業調整委員会はその設置された海区を管轄する都道府県知事の監督に、広域漁業調整委員会は農林水産大臣の監督に属する。

(所掌事項)

第135条 漁業調整委員会は、その設置された海区又は海域の区域内における漁業に関する事項を処理する。

(設置)

第136条 海区漁業調整委員会は、海面につき農林水産大臣が定める海区に置く。

2 農林水産大臣は、前項の規定により海区を定めたときは、これを公示する。

(構成)

第137条 海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

- 2 海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が委員の中からこれを選任する。
- 3 海区漁業調整委員会は、その所掌事務を行うにつき会長を不適当と認めるときは、その決議によりこれを解任することができる。
- 4 都道府県知事は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
- 5 専門委員は、学識経験がある者の中から、都道府県知事が選任する。
- 6 委員会には、書記又は補助員を置くことができる。

(委員の任命)

第138条 委員は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、都道府県知事が、議会の同意を得て、任命する。

- 2 委員の定数は、15人（農林水産大臣が指定する海区に設置される海区漁業調整委員会にあつては、10人）とする。ただし、10人から20人までの範囲内において、条例でその定数を増加し、又は減少することができる。
- 3 前項の定数の変更は、委員の任期満了の場合でなければ、行うことができない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
 - (1) 年齢満18年未満の者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 5 都道府県知事は、第1項の規定による委員の任命に当たつては、海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村（海に沿わない市町村であつて、当該海区において漁業を営み、又はこれに従事する者が相当数その区域内に住所又は事業場を有していることその他の特別の事由によって農林水産大臣が指定したものを含む。）の区域内に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者（年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に限る。）が委員の過半数を占めるようにしなければならない。この場合において、都道府県知事は、漁業者又は漁業従事者が営み、又は従事する漁業の種類、操業区域その他の農林水産省令で定める事項に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。
- 6 都道府県知事は、当該海区の特殊な事情により、当該海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の漁業者又は漁業従事者の範囲を拡張し、又は限定することができる。
- 7 都道府県知事は、第5項に定めるもののほか、第1項の規定による委員の任命に当たつては、資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者並びに海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。
- 8 都道府県知事は、第1項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

第139条 都道府県知事は、前条第1項の規定により委員を任命しようとするときは、農林水産省令

で定めるところにより、あらかじめ、漁業者、漁業者が組織する団体その他の関係者に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者に関する情報を整理し、これを公表しなければならない。

3 都道府県知事は、前条第1項の規定による委員の任命に当たつては、第1項の規定による推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。

(兼職の禁止)

第140条 委員は、都道府県の議会の議員と兼ねることができない。

(委員の辞任)

第141条 委員は、正当な事由があるときは、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意を得て辞任することができる。

(委員の失職)

第142条 委員は、第138条第4項各号のいずれかに該当するに至った場合には、その職を失う。

(委員の任期)

第143条 委員の任期は、4年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、その任期が満了しても、後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(委員の罷免)

第144条 都道府県知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務に違反した場合その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、議会の同意を得て、これを罷免することができる。

2 委員は、前項の場合を除き、その意に反して罷免されることがない。

(委員会の会議)

第145条 海区漁業調整委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 海区漁業調整委員会の会議は、公開する。

4 会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第146条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事に参与することができない。ただし、海区漁業調整委員会の承認があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

(連合海区漁業調整委員会の設置)

第147条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、特定の目的のために、2以上の海区の区域を合した海区に連合海区漁業調整委員会を置くことができる。

2 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対して、連合海区漁業調整委員会を設置すべきことを勧告することができる。この場合には、都道府県知事は、当該勧告を尊重しなければならない。

(連合海区漁業調整委員会の構成)

第148条 連合海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、その海区の区域内に設置された各海区漁業調整委員会の委員の中からその定めるところにより選出された各同数の委員をもつて充てる。

(広域漁業調整委員会の設置)

第152条 太平洋に太平洋広域漁業調整委員会を、日本海・九州西海域に日本海・九州西広域漁業調整委員会を、瀬戸内海に瀬戸内海広域漁業調整委員会を置く。

(広域漁業調整委員会の構成)

第153条 広域漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

4 瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

(1) 瀬戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が府県ごとに互選した者各1人

(2) 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者3人

第7章 土地及び土地の定着物の使用

(土地及び土地の定着物の使用)

第165条 漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、土地又は土地の定着物が海草乾場、船揚場、漁舎その他漁業上の施設として利用することが必要かつ適当であつて他のものをもつて代えることが著しく困難であるときは、都道府県知事の認可を受けて、当該土地又は当該定着物の所有者その他これに関して権利を有する者に対し、これを使用する権利（次条において「使用権」という。）の設定に関する協議を求めることができる。

2 前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、同項の土地又は土地の定着物の所有者その他これに関して権利を有する者、同項の認可を受けようとする者及び海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の認可をしたときは、その旨を土地又は土地の定着物の所有者その他これに関して権利を有する者に通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた後は、土地又は土地の定着物の所有者その他これに関して権利を有する者は、第1項の協議が調うまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼすおそれがない場合を除き、都道府県知事の許可を受けなければ、当該土地の形質を変更し、又は当該定着物を損壊し、若しくは除去することができない。ただし、その協議が調わない場合において、次条第1項ただし書の期間内に同項の裁定の申請がないときは、この限りでない。

5 前項の許可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(使用権設定の裁定)

第166条 前条第1項の場合において、協議が調わず、又は協議をすることができないときは、同項の認可を受けた者は、使用権の設定に関する海区漁業調整委員会の裁定を申請することができる。ただし、同項の認可を受けた日から2月を経過したときは、この限りでない。

2 前項の規定による裁定の申請があつたときは、海区漁業調整委員会は、当該申請に係る土地又は土地の定着物の所有者その他これに関して権利を有する者にその旨を通知し、かつ、これを公示し

なければならない。

3 第1項の規定による裁定の申請に係る土地又は土地の定着物の所有者その他これに関して権利を有する者は、前項の公示の日から2週間以内に海区漁業調整委員会に意見書を差し出すことができる。

4 裁定の申請に係る土地又は土地の定着物の所有者は、前項の意見書において、海区漁業調整委員会に対し、当該土地若しくは当該定着物の使用が3年以上にわたり、又は当該土地若しくは当該定着物の形質の変更を來すような使用権の設定をすべき旨の裁定をしようとする場合には、これに代えて、当該土地又は当該定着物を買い取るべき旨の裁定をすべきことを申請することができる。

5 裁定の申請に係る土地の上に定着物を有する者は、第3項の意見書において、海区漁業調整委員会に対し、使用権を設定すべき旨の裁定をしようとする場合には当該工作物の移転料に関する裁定をすべきことを申請することができる。ただし、当該工作物が前条第3項の通知があつた後に設置されたものであるときは、この限りでない。

6 海区漁業調整委員会は、第3項の期間を経過した後に審議を開始しなければならない。

7 裁定は、その申請の範囲を超えることができない。

8 海区漁業調整委員会は、土地若しくは土地の定着物の使用が3年以上にわたり、又は土地若しくは土地の定着物の形質の変更を來すような使用権の設定をすべき旨の裁定をしようとする場合において第4項の申請があつたときは、これに代えて、当該土地又は当該定着物を買い取るべき旨の裁定をしなければならない。

9 海区漁業調整委員会は、使用権を設定すべき旨の裁定をしようとする場合において第5項の申請があつたときは、当該工作物の移転料に関する裁定をしなければならない。

10 使用権を設定すべき旨の裁定又は買い取るべき旨の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 使用権を設定すべき土地若しくは土地の定着物並びに設定すべき使用権の内容及び存続期間
又は買い取るべき土地若しくは土地の定着物
- (2) 対価並びにその支払の方法及び時期
- (3) 土地又は土地の定着物の引渡しの時期
- (4) 使用開始の時期
- (5) 第5項の申請があつた場合においては移転料並びにその支払方法及び時期

11 海区漁業調整委員会は、裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該土地又は当該定着物の所有者その他これに関して権利を有する者に通知し、かつ、これを公示しなければならない。

12 前項の公示があつたときは、裁定の定めるところにより当事者間に協議が調つたものとみなす。

13 民法第612条の規定（賃借権の譲渡等の禁止）は、前項の場合には適用しない。

14 第1項若しくは第4項の裁定において定める使用権の設定若しくは買取りの対価又は第5項の裁定において定める移転料の額に不服がある者は、第11項の公示の日から6月以内に訴えをもつてその増減を請求することができる。

15 前項の訴えにおいては、申請者又は当該土地若しくは当該定着物の所有者その他これに関して権利を有する者を被告とする。

（土地及び土地の定着物の貸付契約に関する裁定）

第 167 条 漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が第 165 条第 1 項の土地又は土地の定着物を漁業に使用するため貸付けを受けている場合において経済事情の変動その他事情の変更によりその契約の内容が適正でなくなったと認めるときは、当事者は、海区漁業調整委員会に対して、当該貸付契約の内容の変更又は解除に関する裁定を申請することができる。

- 2 前項の申請があつた場合には、前条第 2 項、第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を準用する。
- 3 第 1 項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - (1) 変更に関する裁定の申請の場合にあつては、変更するかどうか、変更する場合はその内容及び変更の時期
 - (2) 解除に関する裁定の申請の場合にあつては、解除するかどうか、解除する場合は解除の時期
- 4 前項の裁定があつた場合には、前条第 11 項、第 12 項、第 14 項及び第 15 項の規定を準用する。

3 漁業法施行令

(海区漁業調整委員会等が行う意見の聴取)

第 9 条 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 3 章第 2 節（第 15 条第 1 項第 4 号、第 18 条第 1 項、第 19 条、第 20 条第 6 項及び第 25 条から第 28 条までを除く。）の規定（不利益処分をしようとする場合における聴聞の手続きに関する規定）は、海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会が行う漁業法第 89 条第 4 項（漁業法第 86 条第 4 項（漁業法第 88 条第 4 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する場合を含む。）、第 88 条第 4 項、第 92 条第 3 項（漁業法第 88 条第 4 項において準用する場合を含む。）、第 93 条第 3 項（漁業法第 88 条第 4 項において準用する場合を含む。）、第 116 条第 4 項及び第 169 条第 3 項並びに法第 177 条第 14 項において読み替えて準用する同条第 7 項において準用する場合を含む。）の意見の聴取について準用する。

(海区漁業調整委員会の所在地)

第 12 条 海区漁業調整委員会の事務所の所在地は、都道府県知事が定める。

(会長の職務)

第 13 条 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会長は、それぞれ、会務を総理し、会を代表する。

- 2 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。

(海区漁業調整委員会の会議)

第 14 条 海区漁業調整委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときの会議は、都道府県知事が招集する。

- 2 会長（会長及びその職務を代理する者がともに欠け又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときは、都道府県知事）は、在任委員の 3 分の 1 以上の者から書面で会議の目的たるべき事項を示して海区漁業調整委員会の会議を招集すべき旨の要求があつたときは、会議を招集しなければならない。

- 3 海区漁業調整委員会の会議に関し必要な事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、海区漁業

調整委員会の会議で定める。

4 漁業法施行規則

第55条 漁業法第166条第1項の規定による裁定（使用権設定の裁定）を申請しようとする者は、漁業法第165条第1項の協議が調わず、又は協議をすることができない事由を記載した申請書に、第52条各号に掲げる事項を記載した書面及び当該土地に関する図面を添付し、当該土地又は土地の定着物の所在する市町村に沿う海区に設置された海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

第56条 漁業法第167条第1項の規定による裁定（土地及び土地の定着物の貸付契約に関する裁定）を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該土地又は土地の定着物の所在する市町村に沿う海区に設置された海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

- (1) 当該土地又は土地の定着物につき所有権その他の権利を有する者の氏名又は名称及び住所
- (2) 当該土地の所在、地番、地目及び面積又は土地の定着物の所在、種類及び数量
- (3) 変更又は解除の事由
- (4) 変更の内容及び時期又は解除の時期及び条件
- (5) その他参考となるべき事項

5 沿岸漁場整備開発法

（目的）

第1条 この法律は、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成を計画的かつ効率的に推進するための措置を講ずるとともに、沿岸漁場の安定的な利用関係の確保を図るための措置を講ずることにより、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）による措置と相まって、沿岸漁業の基盤たる沿岸漁場の整備及び開発を図り、もって沿岸漁業の安定的な発展と水産物の供給の増大に寄与することを目的とする。

（基本計画）

第7条の2 都道府県は、その区域に属する水面（漁業法（昭和24年法律第267号）第60条第5項5号に規定する内水面を除く。以下同じ。）における沿岸漁場の生産力の増進に資するため、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、水産動植物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

（特定水産動物育成事業の認可等）

第8条 漁業協同組合は、特定水産動物育成事業を実施しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

（特定水産動物育成事業に係る意見の聴取）

第10条 都道府県知事は、第8条第1項の認可の申請があったときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（勧告）

第14条 都道府県知事は、特定水産動物育成事業の実施が適切さを欠くに至ったと認めるときは、あらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該認可組合等に対し、育成水面の区域又は育成水面利用規則の変更その他必要な措置を探るべきことを勧告することができる。

6 水産資源保護法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的とする。

(水産動植物に有害な物の遺棄の制限等に関する命令)

第4条 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、次に掲げる事項に関して、農林水産省令又は規則を定めることができる。

- (1) 水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつその他水産動植物に有害な水質の汚濁に関する制限又は禁止
- (2) 水産動植物の保護培養に必要な物の採取又は除去に関する制限又は禁止
- (3) 水産動植物の移植に関する制限又は禁止

2 前項の規定による農林水産省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。

3 前項の罰則に規定することができる罰は、農林水産省令にあっては2年以下の懲役、50万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科、規則にあっては6月以下の懲役、10万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科とする。

4 第1項の規定による農林水産省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、漁船、漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物及び同項第3号の水産動植物の没収並びに犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができない場合におけるその価額の追徴に関する規定を設けることができる。

5 農林水産大臣は、第1項の農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、水産政策審議会の意見を聽かなければならない。

6 都道府県知事は、第1項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

7 都道府県知事は、第1項及の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならない。

(保護水面の定義)

第17条 この法律において「保護水面」とは、水産動物が産卵し、稚魚が生育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面として都道府県知事又は農林水産大臣が指定する区域をいう。

(保護水面の指定)

第18条 都道府県知事は、水産動植物の保護培養のため必要があると認めるとときは、水産政策審議会の意見を聴いて農林水産大臣が定める基準に従って、保護水面を指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により保護水面の指定をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により保護水面の指定をしようとするときは、指定をしようとする保護水面が、漁業法第60条第5項第2号に規定する海面に属する場合にあっては、当該保護水面につき定められた海区に設置した海区漁業調整委員会の意見を、指定しようとするとき保護水面が

内水面に属する場合にあっては、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならぬ。

7 香川県漁業調整規則

(許可又は起業の認可をしない場合、漁業法第40条の準用)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。

(1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合

(2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

(許可又は起業の認可についての適格性、漁業法第41条の準用)

第10条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

(2) 暴力団員等であること。

(3) 法人であつて、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。

(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

(5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

2 知事は、前項第5号の基準を定め、又は変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬ。

(新規の許可又は起業の認可、漁業法第42条の準用)

第11条 知事は、許可（第7条第1項及び第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならぬ。

(1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものという。以下同じ。）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

(3) 推進機関の馬力数

(4) 操業区域

(5) 漁業時期

(6) 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間と

する。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をするとすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬ。

4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

7 第4項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第4項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

(許可等の条件、漁業法第44条の準用)

第13条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(許可の有効期間、漁業法第46条の準用)

第15条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項（第1号を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

(1) 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び第4条第1項第1号から第28号までに掲げる漁業 3年

(2) 第4条第1項第29号に掲げる漁業 1年

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(休業による許可の取消し、漁業法第51条の準用)

第20条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

3 第1項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

(適格性の喪失等による許可等の取消し等、漁業法第54条の準用)

第22条 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第9条第1項第2号又は第10条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(漁業調整等の必要による許可等の取消し等、漁業法第55条の準用)

第23条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

令和3年度香川海区漁業調整委員会等の開催計画（案）について

月別予定表

月	旬	回	会議名	主要議題	備考
4月	1日	1	第378回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・香川海区漁業調整委員会の会長及び会長代理の互選について ・瀬戸内海広域漁業調整委員会委員の互選について ・岡山・香川・愛媛連合海区漁業調整委員会委員の選出について 	
	下旬	2	第379回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業権に係る海区漁場計画について（事前協議） 	
5月	下旬	3	第380回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業権に係る海区漁場計画について（事前協議） ・香川県資源管理方針の変更について（諮問） ・マサバ及びゴマサバの知事管理漁獲可能量の設定について（諮問） 	
	下旬	東京	全漁調連総会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度全漁調連要望書（案）について 	会長
6月	-	-	-	-	
7月	下旬	4	第381回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業権に係る海区漁場計画の樹立について（諮問） 	
8月	中旬		公聴会	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業権に係る海区漁場計画について 	
		5	第382回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業権に係る海区漁場計画について（諮問） 	
9月	下旬	6	第383回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業権に係る被免許者の決定について（諮問答申） ・瀬戸内海広域漁業調整委員会委員の互選について 	
10月	下旬	和歌山	全漁調連西日本ブロック会議	<p>1日目：西日本ブロック会議要望事項について 2日目：視察</p>	会長

月	旬	回	会議名	主要議題	備考
11月	下旬	神戸	瀬戸内広調委	・広域資源管理(サワラ、トラフグ等)の取組みについて	委員
12月	中旬	7	第384回委員会	・令和3年度の連合海区漁業調整委員会について ・マイワシ及びマアジの知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)	
R4 1月	中旬	8	第385回委員会	・令和3年度の連合海区漁業調整委員会について	
2月	中旬 下旬 下旬	香川 広島 香川	岡山香川連合海区 広島香川連合海区 愛媛香川連合海区	・令和3年度の各種漁業の入漁協定について	関係 委員
3月	中旬 中旬	神戸 9	瀬戸内広調委 第386回委員会	・広域資源管理(サワラ、トラフグ等)の取組みについて ・令和3年度の連合海区漁業調整委員会の結果について ・令和4年度香川海区漁業調整委員会等の開催計画について ・クロマグロの知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)	委員

全漁調連：全国海区漁業調整委員会連合会

瀬戸内広調委：瀬戸内海広域漁業調整委員会

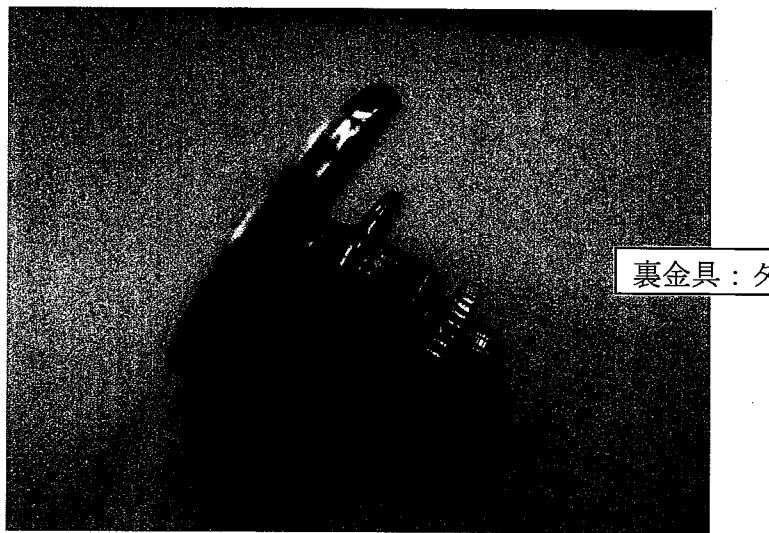
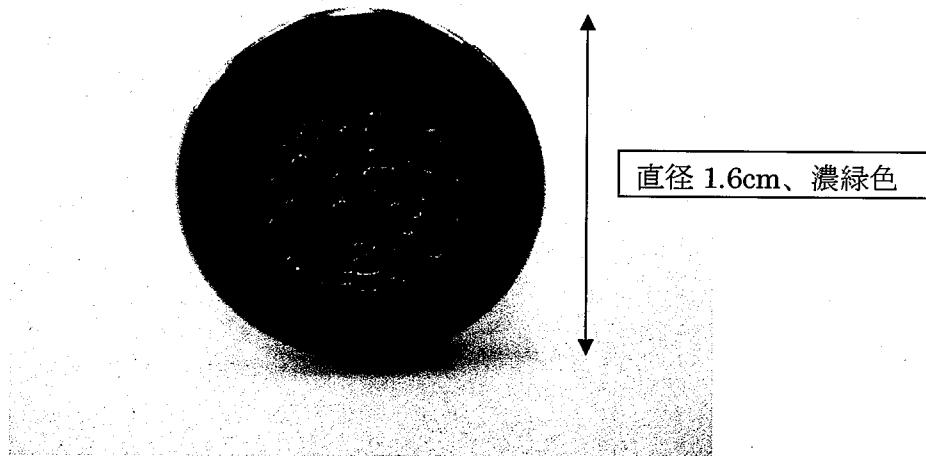
※漁業許可の公示に関する諮問については随時

海区漁業調整委員会の委員徽章について

海区漁業調整委員会の委員徽章については、以下のとおりの価格設定となっております。

- ・銅合金製（金メッキ・疑似七宝仕上げ）：500円前後（全国海区漁業調整委員会連合会作成）
 - ・ご希望がありましたら事務局までご連絡ください。（〆切：令和3年4月23日）
- *純銀製（6,000円前後）の徽章をご希望の方は、別途ご相談ください。

<参考>



事務局
香川県水産課内
漁業調整グループ 塩田
TEL 087-832-3473

